

# 町内にマイホームを持たれる方を応援します。 マイホーム建設促進制度

対象となる住宅とは、居間、寝室、台所、玄関、水洗トイレ、浴室などを有し、自己の居住の用に供するもので、床面積は66㎡以上とし、鉄筋コンクリート製の布基礎に限ります。

「マイホーム建設促進条例」		
要件		助成金
新築	住宅を新築すること	新築費、購入費、建替費の10%以内とし、100万円を限度とします。(但し、助成金の内30万円は南富良野町商工会商品券で支給します)
購入	建築後、1年以内で居住の用に供していない住宅を購入すること	
建替	自己所有の住宅を有している方が、自己の居住の用に供するため住宅を建替え、又は、購入すること	
増築	住宅の床面積を新たに16㎡以上建て増しすること	増築費、購入費の10%以内とし、30万円を限度とします。(但し、助成金の内10万円は南富良野町商工会商品券で支給します)
中古住宅	自己の居住の用に供するため、住宅を第3者から購入すること	
助成金の加算		加算金
移住者	町外から永住の意思をもって本町に転入し、住民登録等をされ、町内に3年以上継続して居住する見込みで、かつ、生活の本拠を本町に置かれる方	20万円を加算します。(但し、全額南富良野町商工会商品券で支給します)
	上記の該当者で、義務教育終了前の被扶養者と同居する場合	
改修費	中古住宅購入後の改修費の50%以内において助成金を加算します(水洗トイレ、鉄筋コンクリート製布基礎に限ります)	50万円を限度に加算します(但し、15万円は南富良野町商工会商品券で支給します)

対象者は次の方です

- ・町内に居住している方。
- ・今後町内に移住しようとする方、又は、移住のため住民登録をした日から1年を経過していない方。
- ・町内に自己所有の住宅を有している方が、自己の居住の用に供するため、購入、建替えおよび中古住宅を購入する方(但し、現に所有する住宅を取り壊し、又は、住宅以外に転用することが条件です)。

助成金の交付には制限があり、次の事柄に該当しますと助成は受けられません。

- ・町税(町外の方は当該市町村が対象)および使用料その他歳入を滞納している方
- ・申請者が偽りその他不正な手段により申請したとき
- ・交付決定通知後、受給資格要件を喪失したとき
- ・過去に本町から持家住宅に関する助成金を受領した方

申請の流れは次のとおりです

事業を着手する前に事業認定申請書を提出      町から認定通知書を受けた後、事業に着手  
 事業が完了した後、助成金交付申請書を提出      町から助成金交付決定通知書を受ける  
 助成金を受領

申請・問い合わせ先      企画課(企画振興係) ☎ 52 2115